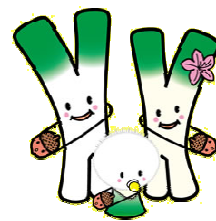


令和4年度 償却資産（固定資産税） 申告の手引き



市税につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在所有している償却資産について申告していただくこととなります。

つきましては、申告書類に必要事項をご記入のうえ、提出をお願いします。

申告書の
提出期限

令和4年1月31日(月)

例年期限間近になりますと大変混雑しますので、お早めに提出くださいますようご協力をお願いします。

お知らせ

【マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載をお願いします】

個人の方は12桁の個人番号を、法人は13桁の法人番号の記載をお願いします。詳しくは9ページをご覧ください。

【控えの返送について】

申告書を郵送される場合で控えの返送をご希望の方は、必ず申告書類のコピー（控え用）と、切手を張った返信用封筒を同封してください。同封がない場合は、控えの返送はできかねますので、あらかじめご了承ください。

本手引きはスマホからもご覧いただけます→



提出先
お問合せ先

〒683-8686

鳥取県米子市加茂町一丁目1番地（本庁舎2階）

米子市役所 固定資産税課 家屋償却資産担当

電話番号：(0859)23-5116

E-mail：koteishisan@city.yonago.lg.jp

- ◆淀江支所地域生活課でも申告書の提出が可能です。
なお、申告に関するお問い合わせは固定資産税課までお願いします。

《目 次》

1 申告していただく方	2	6 申告書の記載方法	8～11
2 償却資産とは	2～3	7 国税の取扱いとの相違点	12
3 家屋と償却資産の区分	4～5	8 課税標準の特例・課税免除	13
4 業種別の主な償却資産	6	9 税額の算出方法等	14～15
5 申告方法について	7	10 その他	16

1 申告していただく方

令和4年1月1日現在、償却資産を所有されている方です。
なお、次の方も申告が必要です。

- (1) 償却資産を他に賃貸している方
- (2) 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- (3) 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方
- (4) 割賦販売の場合など、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- (5) 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）の方

※ 資産の増減がない方は「資産増減なし」として申告をお願いします。
また、廃業、合併等で全ての資産が減少した方も減少の申告をお願いします。



賦課期日と事業年度の関係及び修正申告について

固定資産税の賦課期日は1月1日です。事業年度末から賦課期日までに資産の増加または減少があったときは、それらの増減についても申告してください。申告すべき年度（資産を取得された翌年度）に申告が漏れるケースが多く見受けられます。

一度申告された後に申告漏れが判明した場合も、申告すべき年度の修正申告をお願いします。

※米子市では、平成28年以降に取得された資産から、調査に伴う申告内容の修正や申告漏れ等の賦課決定について、申告すべき年度（地方税法の規定により最大5年度分）まで遡及することとしております。

2 償却資産とは

固定資産税の対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるもの（法人税または所得税が課税されない者が所有するものを含む。）をいいます。

(1) 償却方法と申告対象一覧

		○…申告対象		×…申告対象外	
償却方法 取得価額	個別に減価償却しているもの	中小企業者等の少額資産特例	一時に損金算入または必要経費としたもの	3年間で一括償却としたもの	法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産
10万円未満	○(*1)		×(*3)	×(*4)	×(*5)
10万円以上 20万円未満	○(*1)	○(*2)		×(*4)	×(*5)
20万円以上 30万円未満	○	○(*2)			○
30万円以上	○				○

(2) 申告の対象となる資産

令和4年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。
なお、次のような資産も申告の対象となります。

- ア 使用可能期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の資産であっても、個別に減価償却しているもの… (*1)
- イ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの
 例：中小企業者等の少額資産の損金算入の特例を適用した資産… (*2)
- ウ 償却済資産（耐用年数が経過した資産）
- エ 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- オ 遊休または未稼働の資産
- カ 改良費（資本的支出…新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います。）

(3) 申告の対象とならない資産

次のような資産は申告の対象とならないので、申告の必要はありません。

- ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの（例：小型フォークリフト）
※令和2年度より、農耕作業用トレーラー（被牽引車）は、牽引する農耕トラクタの最高速度が時速35km未満である場合、軽自動車税の課税対象となりました。該当する資産については、軽自動車税（種別割）の申告が必要です。
- イ 無形固定資産（例：電話加入権、ソフトウェア）
- ウ 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した資産で、
 - (ア) 耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）… (*3)
 - (イ) 取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの… (*4)
- エ 法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの… (*5)

3 家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、通常その目的に応じて、電気設備、給排水設備、空調設備、ガス設備等の建築設備（家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるもの）が取り付けられます。

一般にこれらの設備は家屋に含めて評価するものですが、なかには家屋の評価に含めず償却資産として取り扱うものがあります。

（１）家屋と設備等の所有者が同じ場合

次のような設備は償却資産として取り扱います。詳しくは、5ページの区分表をご覧ください。

- ア 家屋から独立した機器としての性格が強いもの（受変電設備、電話交換機等）
- イ 工場等における特定の生産または業務の用に供されるもの
- ウ 顧客の求めに応じるサービス設備としての性格が強いもの（飲食店・ホテル・病院等の厨房設備等）

（２）家屋と設備等の所有者が異なる場合（テナントが家屋に取り付けた附帯設備）

家屋所有者以外の方（以下「テナント」といいます。）が、その事業の用に供するため家屋に取り付けた内装などの附帯設備（建築設備）は、5ページの区分表にかかわらず（家屋に含めるものに分類されるものであっても）、原則としてテナントから償却資産として申告していただく必要があります。

【 附帯設備の例 】

木造家屋	外壁、内壁、天井、床、建具、建築設備等
非木造家屋	外周壁骨組、間仕切骨組、外部仕上、内部仕上、床仕上、天井仕上、屋根仕上、建具、建築設備等



固定資産税における「家屋」について

固定資産税における家屋とは、「屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるもの」と規定し、「外気分断性」「土地への定着性」「用途性」の3つを要件としています。

家屋として取り扱わないもので、かつ、事業用である場合は、償却資産として取り扱います。

【償却資産として取り扱うもの】（例）

- ・周壁のない駐輪場、カーポート
- ・基礎工事をしていない簡易な物置
- ・ブロックの上に載せただけのコンテナ

◆家屋と償却資産の区分表（家屋と設備等の所有者が同じ場合）◆

設備等の種類		償却資産とするもの	家屋に含めるもの
電気設備	受変電設備	設備一式	
	予備電源設備	発電機設備 蓄電池設備 無停電電源設備	
	中央監視設備	設備一式	
	電灯照明設備	屋外設備一式	屋内設備一式
	電力引込設備	引込工事	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
	電話設備	電話機 交換機等の機器	配管・配線等
	L A N設備	設備一式	
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器	配管・配線等
	火災報知設備		設備一式
給排水設備	屋外設備 引込工事、特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備	
給湯設備	湯沸器等の局所式設備	中央式給湯設備	
ガス設備	屋外ガス設備 引込工事、特定の生産又は業務用設備	屋内配管	
衛生設備		設備一式 (洗面器、大小便器等)	
浄化槽設備	設備一式（家屋と構造上一体となっていないもの）	設備一式（家屋と一体）	
空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備	
消火設備	ホース、ノズル、消火器、避難器具、ガスボンベ	消火栓設備 スプリンクラー設備	
運搬設備	工場用ベルトコンベア	エレベーター、エスカレーター	
厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店、ホテル、百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備	左記以外の設備	
その他の設備等	洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫の冷却装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、機械式駐車設備、カーテン・ブラインド、簡易間仕切（衝立）等		

申告書などの用紙は、米子市ホームページからダウンロードできます。

トップページ ▶ 暮らしのガイド ▶ 暮らし・税金 ▶ 償却資産の申告
をクリックしてください。

または、固定資産税課のページからもダウンロードができます。

【URL】 <https://www.city.yonago.lg.jp/3583.htm>



4 業種別の主な償却資産

各業種 共通のもの	駐車場設備、太陽光発電設備、受変電設備、蓄電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外溝、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、POSシステム等
--------------	--

業 種	主 な 資 産 の 名 称
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫等
飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、室内装飾品等
理容業 美容業	パーマ器、消毒殺菌器、サインポール、理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、給排水設備等
製パン業、製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
医院、歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CT装置、MRI装置、各種検査機器）、各種事務機器、待合室用いす等
駐車場事業	柵、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、駐車場料金精算機、白線等
工場	旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
バー、喫茶・軽食	厨房設備、冷蔵庫、自動食器洗浄器、製氷器、エレクトーン等の楽器、ミラーボール、放送設備等
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、カード発行機、島台、店内放送設備、防犯監視設備、事務機器、内外装等
印刷業	各種印刷機、活字盤鋳造機、裁断機等
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、独立キャノピー、自動販売機等
ホテル、旅館	ルームインジケータ設備、調光設備、放送設備、洗濯設備、厨房設備、カラオケセット、カーテン、テレビ、ベッド、冷蔵庫、ボイラー等
不動産貸付業 （アパート等）	外構工事（舗装路面・緑化施設・フェンス・側溝等）、屋外の電気・給排水・ガス設備、自転車置場、ゴミ置場、屋内備付電化製品等
カラオケボックス	カラオケ設備、接客用家具、照明設備等
農業	ビニールハウス、温室管理装置や乾燥機など農業用機械設備、農業用器具
再生可能エネルギー発電事業	太陽光パネル、架台、附属装置、遠隔監視装置、パワーコンディショナー、接続ユニット、表示ユニット、電力計等

5 申告方法について

【申告方式】

ア 一般申告方式

前回の申告から増加又は減少した資産を申告する方式で、評価額等は記載不要です。

※初めて申告される方は、1月1日現在の全資産を記載してください。

申告する資産がない方は、償却資産申告書の「18備考」欄の「3.該当資産なし」に○をしてください。

イ 電算処理方式

1月1日現在の全資産について、評価額、課税標準額等を算出して申告する方式です。

申告のパターン		提出書類	償却資産 申告書	種類別明細書 (増加資産・全資産用) (緑色)	種類別明細書 (減少資産用) (赤色)
ア 一 般 申 告 方 式	初めて申告される方		○	○	
	資産に増減がない場合		○		
	資産が増加した場合		○	○	
	資産が減少した場合		○		○
	資産が増加・減少した場合		○	○	○
	廃業又は事業所を市外に移転された方		○		
イ	電算処理方式		○	○	

(1) eLTAX（地方税ポータルシステム）により電子申告される方

◎所有者コード欄について

同封の「償却資産申告書」の所有者コードを記載していただきますようお願いします。

所定の手続きにしたがってインターネット上で申告データを送信していただく方法です。初めて電子申告を行う場合は、電子証明書等を取得されたうえで、eLTAXホームページから利用の届出を行う必要があります。

詳しい内容や手続きについては、eLTAXホームページ (<http://www.eltax.jp/>) をご覧ください。

(2) 書類により申告書等を提出される方

◎米子市から送付した申告書以外を使用して申告される場合は、同封の「償却資産申告書」を添付していただきますようお願いします。



償却資産明細一覧表について

前年度に一般申告方式により申告された方には償却資産明細一覧表を送付しておりますが、電算処理方式又は電子申告により全資産申告（評価額、課税標準額等を算出して申告）された方には、米子市から償却資産明細一覧表は送付していませんのでご了承ください。

6 申告書の記載方法

(1) 償却資産申告書の記載例

◎住所、氏名、事業種目などの各項目及び取得価額(イ)は、昨年までの申告に基づいて印字しています(令和3年11月時点)。
 ◎印字している内容に変更がある場合は、取り消し線を引いて、余白に正しい内容を記載してください。
 ◎初めて申告される方は、各項目を記載してください。
 ◎申告書類の控えが必要な方は、お手数ですがあらかじめコピーをとっていただきますようお願いいたします。

3 【マイナンバー(個人番号又は法人番号)の記載をお願いします】
 ◎右詰めで番号を記載してください。
 ◎個人番号を記載されたかた
 マイナンバー法に定める本人確認のため、(1)又は(2)の書類の提示(郵送の場合は写しの添付)をお願いします。
 (1)個人番号カード(表面、裏面)
 (2)通知カード + 本人確認書類(運転免許証等)
 ※代理人提出の場合は、上記に加えて委任状等と代理人自身の本人確認書類の提示をお願いします。
 ◆マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。

資産の増減が無い場合も
 毎年の申告が必要です。
 「18備考」欄の「2.資産増減なし」を
 ○で囲んでください。

1 住所、電話番号を記載してください。
 (個人の方は住民登録のある住所を記載してください。)

2 氏名・ふりがなを記載してください。法人の場合は、名称及び代表者の氏名を記載してください。

<取得価額>
 ※一般申告方式の記載方法
 (イ) 昨年までの申告に基づき、取得価額を印字しています。
 (ロ) 赤枠の種類別明細書(減少資産用)の取得価額を記載してください。
 (ハ) 緑枠の種類別明細書(増加資産・全資産用)の取得価額を記載してください。
 (二) (イ)-(ロ)+(ハ)
 ※ 初めて申告される方は(ハ)・(二)に記載してください。(イ)・(ロ)は記載不要です。

令和4年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

令和4年 1月 20日 米子市長 様

受付印

住所 〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 (23 - 5116)

氏名 よなごしじゅうしゃせいび 株式会社米子自動車整備 代表取締役 米子 太郎
※令和3年4月より、押印は不要となりました。氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名)のみ記載してください。(屋号)

3 個人番号又は法人番号 5000123400001

4 事業種目(資本金等の額) 自動車修理業 (5 百万円)

5 事業開始年月 平成16年4月

6 この申告に回答する者の氏名 経理部 滝江 花子 (23-5117)

7 税理士等の氏名 鈴木 二郎 (22-7111)

8 短縮耐用年数の承認 有(無)

9 増加償却の届出 有(無)

10 非課税該当資産 有(無)

11 課税標準の特例 有(無)

12 特別償却又は圧縮記載 有(無)

13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法

14 青色申告 有(無)

15 市(区)町村内における事務所等資産の所在地 ① 加茂町1丁目1 ② 東町161-2

16 借用資産(有・無) 米子リース㈱

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家

18 備考(添付書類等) ※該当する項目に○をつけてください。
 1. 資産増減あり 2. 資産増減なし(異動なし) 3. 該当資産なし 4. 廃業・解散・転出等(年月日)

資産の種類	取	得	価	額	(円)
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	
1 構築物	10,300,000		600,000	10,900,000	
2 機械及び装置	7,200,000	1,500,000	2,200,000	7,900,000	
3 船舶					
4 航空機					
5 車両及び運搬具					
6 工具、器具及び備品	2,680,000	550,000	850,000	2,980,000	
7 合計	20,180,000	2,050,000	3,650,000	21,780,000	

資産の種類 ※ 評価額 (ホ) ※ 決定価格 (ヘ) ※ 課税標準額 (ト)

資産の種類	評価額 (ホ)	決定価格 (ヘ)	課税標準額 (ト)
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

(ホ)~(ト) 電算処理方式により全資産申告を行う方以外は記入不要です。

受付 送付

処理事項

4 事業の内容を簡単に記載してください。

5 個人の場合:事業を開始した年月
 法人の場合:法人の設立年月
 を記載してください。

8~14 該当する方を○で囲んでください。

15 市内の事業所等資産の所在地を記載してください。

16 借用(リース)資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。借用資産がある場合は貸主の名称等を記載してください。

17 該当する方を○で囲んでください。

18 該当する項目を○で囲んでください。また、必要事項があれば記載してください。
 ・廃業年月日
 ・住所、氏名等に異動があった場合の異動年月日等
 ・添付書類がある場合はその書類の名称を記載してください。



(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）【緑色】の記載例

- ◎〈資産コード〉は記載不要です。
- ◎令和3年1月2日から令和4年1月1日までに取得した資産（他市町村からの移動資産を含む）を記載してください。なお、令和3年1月1日以前に取得した資産で、申告漏れの場合は、申告すべき年度まで遡って修正申告の提出をお願いします。
- ◎初めて申告される方及び電算処理方式により全資産申告を行う方は、令和4年1月1日現在市内にある全ての資産を記載してください。

種類別明細書（増加資産・全資産用）

＜資産コード＞
記載しないでください。

＜取得年月＞
・年号は令和は「5」、平成は「4」と記載してください。

＜耐用年数＞
・「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数を記載してください。
・中古資産について見積耐用年数を適用している場合はその耐用年数を記載してください。

＜増加事由＞
・該当する番号を○で囲んでください。
1: 新品取得
2: 中古品取得
3: 移動による受入れ
4: その他

所有者コード		資産の種類		資産の名称等		取得年月		取得価額		耐用年数		減価残存率		価額		課税標準の特例		課税標準額		増加事由	摘要	
																率	コード	十	百			千
S2		記載不要		記載不要																		
11	13	14	21	22	23	102	103	106	107	108	111	112	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133
01	1				アスファルト舗装工事	1	5	3	6			600	000	10	0.						①・2 3・4	
02	2				二柱リフト	1	4	25	5			1	500	000	15	0.					1・2 3・④	取得年月修正
03	2				タイヤチェンジャー	1	5	3	10			700	000	15	0.						①・2 3・4	
04	6				応接セットA	1	5	2	12			620	000	8	0.						①・2 3・④	申告もれ
05	6				パソコン	1	5	3	8			230	000	4	0.						①・2 3・4	
06																					1・2 3・4	
07																					1・2 3・4	
08																					1・2 3・4	

＜取得価額＞
資産を取得するために支出した金額を記載してください。
(引取運賃、荷役費、関税、据付費、その他その償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。)
・圧縮記帳は固定資産税の評価上認められていませんので、圧縮額を含めた取得価額を記載してください。
・消費税については、税込経理方式を行っている方は取得価額に含め、税抜き経理方式を行っている方は取得価額に含めずに記載してください。

＜摘要＞
次のような事項を記載してください。
・「3移動による受入れ」に該当する場合は移動年月
・「4その他」に該当する場合は具体的な事由を記載してください。
(例) 申告もれ、取得年月修正等
・課税標準の特例の適用がある資産はその旨の表示と適用条項
(例) 特例附15-33
・増加償却等を行っている場合はその旨の記載
・その他資産の価格の決定に必要な事項

(3) 種類別明細書（減少資産用）【赤色】の記載例



令和3年1月2日から令和4年1月1日までに売却・滅失・移動等により減少した資産について記載していただくものです。同封の償却資産明細一覧表※を参照し、記載してください。資産の異動がない場合は、提出の必要はありません。

※償却資産明細一覧表は、前年度までに申告いただいた内容により作成しています。

<資産の種類>
・償却資産明細一覧表の種類(1~6)を記載してください。

<数量>、<取得価額>
・全部減少の場合は、減少した資産について、償却資産明細一覧表を参照し記載してください。
・一部減少の場合は、減少した数量及び取得価額を記載してください。

<減少の事由及び区分>
該当する番号を○で囲んでください。

令和4年度

種類別明細書（減少資産用）

* 所有者コード		*		所有者名		1枚のうち									
S3		記載不要		株式会社米子自動車整備		1枚目									
行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分				摘要
					年号	年	月				1売却 3移動	2滅失 4その他	1全部 2一部		
01	2	00000032	二柱リフト	1	4	23	7	1 500 000	15		1	2	3	4	取得年月修正
02	6	00000035	パソコン	1	4	22	8	250 000	4		1	2	3	4	750,000円(3台)のうち250,000円(1台)を買い替え
03	6	00000038	看板	1	4	26	3	300 000	3		1	2	3	4	
04											1	2	3	4	
05											1	2	3	4	
06											1	2	3	4	

<抹消コード>
償却資産明細一覧表の抹消コードを右詰めで記載してください。

<摘要>
・減少の事由が「4. その他」に該当する場合は、具体的に記載してください。
(例) 取得年月修正、取得価額修正、申告(減少)漏れ
・減少の区分が「2. 一部」に該当する場合は、「取得価額750,000円(3台)のうち250,000円(1台)買い替え」など、減少前の取得価額及び数量等を記載してください。

7 国税の取扱いとの相違点

償却資産について、国税の取扱いと比較すると次のとおりです。

項 目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日1月1日現在）	事業年度
減価（償却）の方法	<p>定率法を適用 （固定資産評価基準に定められた減価率を用います。）</p> <p>※国税の「旧定率法」で用いる減価率と同率</p>	<p>◆建物並びに平成28年4月1日以後に取得する建物付属設備及び構築物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制</p> <p>◆定率法を選択した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法（200%定率法）」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「定率法（250%定率法）」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。	認められます。
特別償却・割増償却	認められません。	認められます。
増加償却	認められます。（※）	認められます。
評価額の最低限度額	取得価額の5/100	備忘価額（1円）まで
改良費（資本的支出）	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分評価（一部合算も可）
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例（租税特別措置法）	金額にかかわらず、認められません。	認められます。

（※）税務署長に増加償却の届出を行っている資産について、届出書の写しを償却資産申告書とともに提出してください。

8 課税標準の特例・課税免除

地方税法第349条の3及び同法附則第15条等の規定により、特定の資産は課税標準の特例が適用され、税額が軽減されます。該当資産をお持ちの方は「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の摘要欄に該当適用条項を記載してください。

なお、下表に掲げるもののほかにも特例が適用される資産があります。特例の適用・課税免除には、申請及び添付書類が必要ですので、詳細はお問い合わせください。

【課税標準の特例適用資産（例）】（令和3年10月現在）

適用条項	資産の種類	適用期間	特例率
法第349条の3関係	農業協同組合等共同利用設備	取得後 3年度分	1/2
	内航船舶	期間 制限なし	1/2
法附則 第15条関係	※再生可能エネルギー発電設備のうち、 <u>自家消費型の太陽光発電設備</u> （固定価格買取制度の認定を受けたものは不可） ◆取得時期：令和4年3月31日までに取得したもの	取得後 3年度分	2/3
	中小企業者等が計画認定に基づき取得した経営力向上設備 ◆取得時期：平成31年3月31日までに取得したもの 「課税標準の特例適用申請書」とともに、「計画の申請書」及び「認定書の写し」、「工業会等による仕様等証明書の写し」を提出してください。	取得後 3年度分	1/2
	企業主導型保育事業に使用する設備のうち、 <u>企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けて取得したもの</u> ◆取得時期：令和5年3月31日までに取得したもの 「課税標準の特例適用申請書」とともに、設備取得時期が助成対象期間中であったことが分かる「企業主導型保育事業（運営費）助成決定通知書」を提出してください。 なお、適用期間中に運営費に係る補助が受けられなくなった場合は、特例の適用が外れることとなります。	取得後 3年度分	1/2
法附則第64条	生産性向上特別措置法に規定する市町村の導入促進基本計画に基づき行われた中小企業者等の一定の設備 ◆取得時期：令和5年3月31日までに取得したもの <u>税法の改正により、家屋及び構築物も特例対象資産となりました。</u> 詳しくは米子市役所商工課（電話：23-5217）までお問い合わせください。	取得後 3年度分	0

◆法令の改正等により、新設・延長・廃止など、内容が改正される場合があります。

9 税額の算出方法等

(1) 評価額の算出方法

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
$\text{取得価額} \times (1 - r / 2)$ $= \text{取得価額} \times A$	$\text{前年度評価額} \times (1 - r)$ $= \text{前年度評価額} \times B$

r：耐用年数に応ずる減価率

A：半年分の減価残存率で本ページ◆減価残存率表◆のA欄の率です。

B：1年分の減価残存率で本ページ◆減価残存率表◆のB欄の率です。

注意 算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

◆減価残存率表◆

固定資産税では、国税の「旧定率法」で使用する償却率を使用します。

耐用 年数	減価率	減 価 残 存 率		耐用 年数	減価率	減 価 残 存 率		耐用 年数	減価率	減 価 残 存 率	
		前年中 取 得	前年前 取 得			前年中 取 得	前年前 取 得			前年中 取 得	前年前 取 得
	r	A	B		r	A	B		r	A	B
2	0.684	0.658	0.316	11	0.189	0.905	0.811	20	0.109	0.945	0.891
3	0.536	0.732	0.464	12	0.175	0.912	0.825	21	0.104	0.948	0.896
4	0.438	0.781	0.562	13	0.162	0.919	0.838	22	0.099	0.950	0.901
5	0.369	0.815	0.631	14	0.152	0.924	0.848	23	0.095	0.952	0.905
6	0.319	0.840	0.681	15	0.142	0.929	0.858	24	0.092	0.954	0.908
7	0.280	0.860	0.720	16	0.134	0.933	0.866	25	0.088	0.956	0.912
8	0.250	0.875	0.750	17	0.127	0.936	0.873	30	0.074	0.963	0.926
9	0.226	0.887	0.774	18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936
10	0.206	0.897	0.794	19	0.114	0.943	0.886	50	0.045	0.977	0.955

(2) 評価額の計算例

◆令和3年5月取得、取得価額100万円、耐用年数3年（減価率 $r = 0.536$ ）の資産の場合

令和4年度	$1,000,000 \times (1 - 0.536/2) =$	732,000円（端数切捨て）
令和5年度	$732,000 \times (1 - 0.536) =$	339,648円（端数切捨て）
令和6年度	$339,648 \times (1 - 0.536) =$	157,596円（端数切捨て）
令和7年度	$157,596 \times (1 - 0.536) =$	73,124円（端数切捨て）
令和8年度	$73,124 \times (1 - 0.536) =$	33,929円 < 50,000円※

※令和8年度で算出額が取得価額の5%（50,000円）より小さくなりますので、それ以降事業に供される間は50,000円で評価します。

(3) 課税標準額

全資産の評価額の合計が課税標準額となります。（課税標準の特例の適用を受ける場合は、適用後の額が課税標準額となります。）

(4) 税率・税額

課税標準額（1,000円未満切捨て）に税率（100分の1.5）を乗じた額が年税額（100円未満切捨て）となります。

なお、土地、家屋分の固定資産税の課税のある方は、土地、家屋、償却資産の課税標準額を合算（1,000円未満切捨て）した額に税率を乗じた額が年税額（100円未満切捨て）となります。

$$\boxed{\text{課税標準額 (1,000円未満切捨て)}} \times \boxed{\text{税率 (100分の1.5)}} = \boxed{\text{税額 (100円未満切捨て)}}$$

(5) 免税点

償却資産の課税標準額が150万円（免税点）未満の場合は、償却資産に係る固定資産税は課税されません。

ただし、免税点未満であっても申告は必要です。

(6) 納期

第1期（5月）、第2期（7月）、第3期（12月）及び第4期（翌年2月）の4回に分けて納めていただくことになります。

(7) 閲覧

償却資産課税台帳は市役所固定資産税課において閲覧することができます。

令和4年4月1日（金）から5月31日（火）までの期間は、閲覧手数料がかかりません。※淀江支所では閲覧は行っておりません。

10 その他

(1) 償却資産調査協力をお願い

地方税法第353条及び第408条の規定に基づき、償却資産の調査を行っております。この調査は、固定資産台帳の写し等を提出いただき申告内容の確認を行うものです。

また、調査において申告漏れ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがありますので、その際にご協力をお願いします。

(2) 申告書の書き方がわからない場合

提出書類の書き方がわからない場合はお問い合わせください。

なお、次の書類等をご持参いただければ、その場で申告を済ませることができます。

- ◎ 送付した申告書類一式
- ◎ 法人税又は所得税確定申告書添付の減価償却費の計算書等（写）
- ◎ 固定資産の購入・売却等に係る領収書又は見積書等

(3) 今回初めて申告される方へ

前年の事業開設、法人設立、調査などにより、令和4年1月1日現在において事業を行っている方（行っていると思われる方）には、今回初めて申告書を送付しています。

本書をご覧ください、該当する資産について申告をお願いします。

なお、申告すべき資産が無い場合は、「該当資産なし」として申告をお願いします。

(4) 申告の簡略化

今回「該当資産なし」の申告をされた方には、翌年度以降は申告書の送付を省かせていただくことがあります。

また、申告書が届かなかった方でも、毎年賦課期日（1月1日）現在において償却資産を所有されている方は申告が必要です。お手数ですが固定資産税課までご連絡ください。

(5) 修正申告について

資産の申告漏れ、誤り等がある場合は、一度申告された後でも修正申告書を提出いただきますようお願いいたします。米子市では、平成28年以降に取得された資産から、調査に伴う申告内容の修正や申告漏れ等の賦課決定について、申告すべき年度（地方税法の規定により最大5年度分）まで遡及することとしております。



償却資産の申告制度について

土地及び家屋については、原則不動産登記簿により所有者・物件等を把握することができますが、償却資産はそのような制度がないため、所有者からの申告により資産を把握する制度がとられています。

そのため、償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに申告しなければならないことになっています。前年度から資産の異動がない場合や耐用年数を経過して減価償却を終えている場合でも毎年申告の必要があります。

なお、正当な理由がなく、申告をしなかったことにより10万円以下の過料を科す場合、または申告漏れ等により不足税額の追徴を行う場合がありますので、ご注意ください。